横須賀刑務支所　横浜拘置支所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　小倉拘置支所	医務課	二　前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
		第二十一条に規定する事務
水戸拘置支所　小田原拘置支所　浜松拘置支所　沼津拘置支所　岐阜拘置支所　岡崎拘置支所　堺拘置支所　丸の内拘置支所　奈良拘置支所　下関拘置支所　久留米拘置支所　長崎拘置支所　那覇拘置支所　鹿児島拘置支所　松戸拘置支所　尼崎拘置支所	庶務課	一　第四条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務 二　前号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十四人以内を置く。

2　［略］

別表第二（第二十六条関係）

所轄刑務所	名称	位置
［略］	［略］	［略］
秋田刑務所	横手拘置支所	横手市
	大館拘置支所	大館市
［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
福岡刑務所	大牟田拘置支所	大牟田市
	久留米拘置支所	久留米市
	飯塚拘置支所	飯塚市
	厳原拘置支所	対馬市

横須賀刑務支所　横浜拘置支所　豊橋刑務支所　尾道刑務支所　京町拘置支所　さいたま拘置支所　姫路拘置支所　奈良拘置支所　小倉拘置支所	［同上］	［同上］
水戸拘置支所　小田原拘置支所　浜松拘置支所　沼津拘置支所　岐阜拘置支所　岡崎拘置支所　堺拘置支所　丸の内拘置支所　下関拘置支所　久留米拘置支所　長崎拘置支所　鹿児島拘置支所　那覇拘置支所　松戸拘置支所　尼崎拘置支所	［同上］	［同上］

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十一人以内を置く。

2　［同上］

別表第二（第二十六条関係）

所轄刑務所	名称	位置
［同上］	［同上］	［同上］
秋田刑務所	横手拘置支所	横手市
	大館拘置支所	大館市
	大曲拘置支所	大仙市
［同上］	［同上］	［同上］
島根あさひ社会復帰促進センター	浜田拘置支所	浜田市
［同上］	［同上］	［同上］
福岡刑務所	大牟田拘置支所	大牟田市
	久留米拘置支所	久留米市
	飯塚拘置支所	飯塚市
	田川拘置支所	田川市
	厳原拘置支所	対馬市